

こども政策課(本庁舎3階①)窓口へ持参または郵送で申請してください

◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、【令和3年7月20日以降】に登園自粛を行った場合、支払った保育料に対して一定条件に基づき補助します。令和3年7月19日以前については、別でご案内しております。

●保育料補助

登園自粛をした部分について、既に保育料を支払っている方のうち、次の補助対象者の条件に当てはまり、かつ申請書をご提出された方について、保育料の一部を補助します。

●補助対象者

※補助対象者は以下の条件① i ~ v いずれか及び②~④すべてに当てはまる方となります。

- ① i. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として、保健所の指示により経過観察期間等が設定された本人が休園した場合
- ii. 利用する認可外保育施設が休園した場合
- iii. 臨時休校（休園）、学年閉鎖、学級閉鎖となる小中学校等に通う在校生（在園児童）の兄弟姉妹、または小中学校等に従事する保護者の子（同居する場合のみ）が登園自粛をした場合
- iv. 園児（園児の同居家族等含む）が、新型コロナウイルス感染症に感染した者の濃厚接触者と特定された場合または、発熱等により、感染が疑われる場合
- v. 園児（園児の同居家族等含む）が、濃厚接触者には当たらないものの、PCR検査を受ける場合

※iv・vは、令和3年7月20日以降の登園自粛分に適用。

- ②【令和3年7月20日以降】の期間に登園自粛を行い、その日の保育料も含めて既に支払っていること。
- ③下表に該当する世帯であること（登園自粛日時点で生活保護世帯は、下表にかかわらず補助対象となります）。
- ④幼児教育・保育の無償化で登園自粛を行った月の還付される額を差し引いても自己負担額のある方。

| 市民税の世帯課税状況 | 保育認定の有無 |
|------------|----------|
| 非課税世帯 | 有無は問いません |
| 課税世帯 | 有り |

※補助対象となる登園自粛とは、上記① i ~ v いずれかに該当する場合となります。

※保育認定有りとは、市より「施設等利用給付認定通知書」又は「支給認定通知書」を受けている方です。

※「保育認定無しの課税世帯」は、補助対象外です。また保育認定有りの方でも他の保育所や認定こども園を利用している方は補助対象外です。

※市民税の世帯課税状況は園児の父母の課税状況を確認します。同居親族が家計の主宰者である場合は、その課税状況も確認します。

●補助金額

※補助金額は、登園自粛を行った月の保育料(月額)を25で割った金額に、登園自粛日数を掛けた金額となります。詳しくは、申請時に提出する保育料確認書にて計算してください。

補助の対象となる保育料(月額)の上限額は次のとおりです。

| 園児の生年月日 | 保育料(月額)上限額 |
|------------------------------|------------|
| 平成30年4月2日以降に生まれた園児 | 56,000円 |
| 平成27年4月2日～平成30年4月1日の間に生まれた園児 | 51,000円 |

※給食費や延長保育料は含みません。

※幼児教育・保育の無償化で還付される方については、その額を保育料(月額)から除いて、25で割り、補助金額を算出します。

●支給の時期

| | |
|-------|------------------------|
| 申請締切 | 該当する登園自粛後、速やかに提出してください |
| 補助金振込 | 申請後、おおよそ1か月後 |

※補助金の支給は口座振込にて行います。

●申請のしかた

こども政策課の窓口または郵送により補助金交付申請書と添付書類を提出してください。

※郵送にて申請される場合は、付属の封筒をご利用ください。なお、その際は誠に恐れ入りますが切手をお貼りください。

●申請書類

- 認可外保育施設に係る登園自粛分保育料補助金交付申請書
- 登園自粛日及び保育料確認書・同居家族の状況
(必ず施設の確認印をもらってください)
- 預金口座振込依頼書
- 登園自粛をした月の保育料領収書(幼児教育・保育の無償化を受けていない方)

※この他にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

※申請書は市のホームページからダウンロードすることができます。用紙の郵送をご希望の場合は問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ・申請先>

〒350-8601 川越市元町1-3-1

川越市役所 こども未来部

こども政策課 認可・指導担当 TEL049-224-6278(直通)